

山梨県公報

第四百二十四号

令和五年

十一月六日

月 曜 日

目次

告示

○道路の区域変更……………六七一
○建築基準法に基づく道路位置指定……………六七一

公告

○山梨東部地域森林計画の案の縦覧……………六七一
○富士川上流地域森林計画の変更案の縦覧……………六七一
○富士川中流地域森林計画の変更案の縦覧……………六七二
○山梨東部地域森林計画の案の縦覧……………六七二
○山梨県営電気事業保安規程の一部を改正する規程……………六七二
○山梨県営電気事業に附帯する小規模水力発電事業の規模を定める規程の一……………六七四

告示

山梨県告示第二百六十三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県国土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所(吉田支所を除く。)において、この告示の日から令和五年十一月二十七日まで一般の縦覧に供する。
令和五年十一月六日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 道路の種類 県道
- 路線名 大幡初狩線
- 道路の区域

区間	旧敷地の幅員の別(メートル)	延長(メートル)
----	----------------	----------

都留市大幡字舟井官有無番地先から
都留市大幡字舟井三〇二一番一地先まで

新	旧
八・三 一・九・三	八・三 一四・三
六八・九	六八・九

山梨県告示第二百六十四号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定したので告示する。その関係図書は、山梨県富士・東部建設事務所(吉田支所を除く。)に備え置いて縦覧に供する。
令和五年十一月六日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 指定の年月日 令和五年十月二十七日
- 指定道路の位置 富士吉田市小見一丁目二千五百五十五番十、道
- 指定道路の幅員 六・〇メートル
- 指定道路の延長 八十二・九四メートル

公告

山梨東部地域森林計画の案の縦覧

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第五条第一項の規定により山梨東部地域森林計画を定めるので、当該計画の案を山梨県富士・東部林務環境事務所において、令和五年十一月七日から同年十二月一日まで縦覧に供する。なお、当該計画の案に意見のある者は、縦覧期間が満了する日までに、山梨県知事に対し、理由を記載した文書を出して意見を申し立てることができる。
令和五年十一月六日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

富士川上流地域森林計画の変更案の縦覧

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第五条第五項の規定により富士川上流地域森林計画を変更するので、当該計画の変更案を山梨県中北林務環境事務所及び山梨県峡東林務環境事務所において、令和五年十一月七日から同年十二月一日まで縦覧に供する。なお、当該計画の変更案に意見のある者は、縦覧期間が満了する日までに、山梨県知事に対し、理由を記載した文書を出して意見を申し立てることができる。

令和五年十一月六日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

● 富士川中流域地域森林計画の変更案の縦覧
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第五項の規定により富士川中流域森林計画を変更するので、当該計画の変更案を山梨県峡南林務環境事務所において、令和五年十一月七日から同年十二月一日まで縦覧に供する。なお、当該計画の変更案に意見のある者は、縦覧期間が満了する日までに、山梨県知事に対し、理由を記載した文書を提出して意見を申し立てることができる。

令和五年十一月六日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

企業局

山梨県企業局管理規程第六号

山梨県営電気事業保安規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和五年十一月六日

山梨県公営企業管理者 村 松 稔

山梨県営電気事業保安規程の一部を改正する規程

山梨県営電気事業保安規程（昭和六十年山梨県企業局管理規程第九号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項の表電気主任技術者の部中

保川発電所電気工作物

を

深 保

川発電所電気工作物

城第二発電所電気工作物

に改め、同表ダム水路主任技術者の部中

保川発電所ダ

ム水路工作物

を

保川発電所ダム水路工作物

深城第二発電所ダム水路工作物

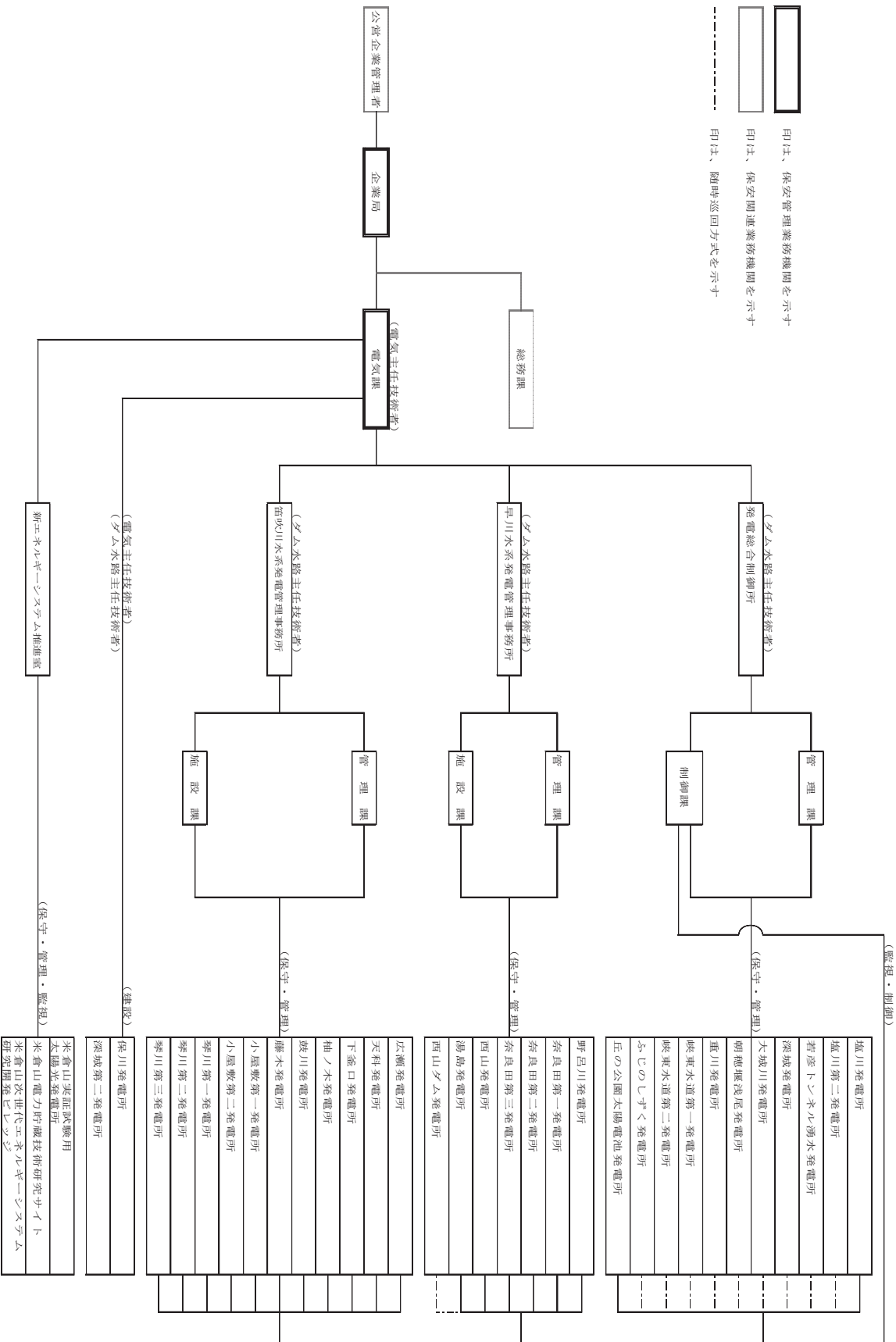
に改める。

別表第一を次のように改める。

別表第一（第四条関係）

保安に関する組織機構

印は、保安管理業務機関を示す
 印は、保安関連業務機関を示す
 印は、随時巡回方式を示す



別表第二本庁の部電気課の項に次のように加える。

9 深城第二発電所の建設に関すること。

別表第二事業所の部発電総合制御所の款管理課の項第二号及び同款制御課の項第四号中「及び」を「、ふじのしずく発電所及び」に改める。

附則

この規程は、公布の日から施行する。

山梨県企業局管理規程第七号

山梨県営電気事業に附帯する小規模水力発電事業の規模を定める規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和五年十一月六日

山梨県公営企業管理者 村 松 稔

山梨県営電気事業に附帯する小規模水力発電事業の規模を定める規程の一部を改正する規程

山梨県営電気事業に附帯する小規模水力発電事業の規模を定める規程（平成二十六年山梨県企業局管理規程第九号）の一部を次のように改正する。

本則の表に次のように加える。

ふじのしずく発電所	
-----------	--

	一三
--	----

附則

この規程は、公布の日から施行する。